

白衣等洗濯業務委託仕様書

本仕様書は、荒尾市民病院（以下「委託者」という。）が委託する白衣等洗濯業務に関して基準事項を定めるものであり、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、委託者が安全管理上又は衛生管理上必要と認めたものは、契約の範囲内で実施するものとする。

1. 目的

委託者が病院業務を行うにあたり着用する白衣等の洗濯を行うことにより、清潔で快適な作業環境を整備し、病院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2. 業務名

白衣等洗濯業務委託

3. 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

現在、新病院の建設中であり、本業務は現病院及び新病院において以下の期間で対応すること。

現病院：令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日

新病院：令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

工事状況により新病院の開院時期が変わった場合は、病院と協議の上対応すること。

4. 履行場所

荒尾市民病院 熊本県荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地

5. 業務内容

院内の各部門から出される医療行為等に使用した白衣等の洗濯、乾燥、折り畳み、シミ抜き作業及び回収場所への集配業務を行う。

(1) 回収場所

現病院：北病棟 1 階東側通路

回収日が土日祝日又は年末年始に当たる場合は、職員通用口内

新病院：地下 1 階（予定）

(2) 回収及び納品

現病院：洗濯物の回収、納品作業は、毎週月・木曜日に行うものとし、原則として午前 10 時から 11 時までに回収作業、午前 9 時から 10 時までに各部署へ納品作業を行うものとする。ただし、手術室は午前 9 時 30 分までに納品すること。外来については、2 階倉庫に各科ごとに分けて納品すること。

新病院：開院後協議の上決定する。

(3) 対象洗濯物の種類及び年間見込数量は、白衣等洗濯実績表（別表）のとおり

(4) 洗濯物の取扱い

- ①洗濯物は感染性の物と分けて回収する。
- ②回収した洗濯物はすみやかに業務委託施設へ搬送を行うこと。
- ③洗濯物は、移染しないように色物と白は分けて洗濯をおこなう。

(5) 感染性洗濯物の取扱い

- ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項までに規定する感染症の病原体に汚染されている物又はその恐れのある洗濯物を感染性洗濯物とする。
- ②回収した洗濯物は、洗濯作業前に委託者の所有する消毒処理機器により一次消毒処理を行い、対象物の院外への搬送については必ず一次消毒処理が完了した後に行うこと。
- ③一次消毒処理作業は週2回、委託者の指定した日時に院内においてその作業を行うものとする。消毒処理作業は委託者が行い、その際に使用する消耗品については委託者が費用を負担する。
- ④一次消毒処理後の洗濯処理の際は、エチレンオキシドガスによる消毒若しくは洗濯物の材質等からみて適切な消毒効果が認められる処理方法による消毒を十分に行うこと。

(6) その他

- ①洗濯物のシミ抜きについては、血液、ボールペン、マジックインキ、飲み物等のシミ抜き作業を行うこととし、洗濯物の素材を傷めてしまうような深刻なマジックインキ等のシミ抜きについては、その素材の状況により委託者、受託者が随時協議するものとする。
- ②洗濯業務に使用する洗剤、漂白剤及びその他の薬品等は、すべて品質優良なものを使用するほか、環境面にも配慮を行うこと。
- ③仕上げ作業は、白衣、白ズボン、予防衣、エプロン等についてはトンネルによる仕上げとし、綿100%素材については、プレス仕上げとする。
- ⑤洗濯作業によっておこる洗濯物のボタンの破損、紛失、ファスナー等の壊れ、縫い目のほつれ等の修理、補修については、受託者が費用を負担するものとする。
- ⑥各部署との回収及び納品時の洗濯物枚数の確認は委託者が指定する確認書により行うこととする。
- ⑦回収した白衣等の中に入っていた忘れ物等は、納品時に病院担当者へ渡すこと。
- ⑧工業用洗濯機を基本とした洗濯の為、白衣の経年劣化による破損及び通常洗濯での色褪せ、縮み、移染等においては受託者へ弁償等の請求はしないものとする。

6 受託者は受託業務を行う施設について、クリーニング業法の規定による都道府県知事にクリーニング場所の開設の届出を行い、その届出書の写し及び許可証の写しを委託者に提出すること。

7. 作業上の注意点と損害賠償義務

- (1) 受託者の善良なる管理者の注意をもって作業を遂行するものとする。
- (2) 天災地変その他不可抗力によって作業上重大な損害を生じた場合においては、受託者が善良な管理者の注意を怠らなかったと認められる時は、その責を負わないものとする。

8. 作業員の規律と管理

受託者は、受託者の作業員の風紀、衛生及び作業規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

9. 注意事項

- (1) 委託者が必要と認めるときは、受託者は受託業務に係る施設、設備及び方法について、委託者の検査に応じなければならない。
- (2) 院内作業は、診療及び一般業務の支障のないよう注意すること。
- (3) 患者の安静療養を妨げないこと。
- (4) 院内感染には十分注意するとともに不衛生にならないよう注意すること。
- (5) その他細部については、病院担当者の指示を受けること。

10. その他

- (1) 受託者が受託業務を行う際は、医療法、医療法施行令、施行規則及びその他関係通知を遵守すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項であっても、洗濯業務上当然行うべき事項についてはこれを実行し、又は委託者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は契約開始日の1週間前までに受託業務の作業施設及び設備を整え、業務を遅滞なく遂行すること。

11. その他

- (1) 受託者は、仕様書に明記のない場合又は疑いを生じた場合においては、委託者と協議する。
- (2) 受託者は、天候等により業務が困難又は不都合な場合が生じた場合は、委託者と協議する。
- (3) 新病院開院により、回収・納品場所が変更になる際は、委託者と協議の上決定する。

(別表)

白衣等洗濯実績表

No.	品名	年間 見込枚数(枚)	摘要
1	白衣 (上衣)	25,553	長・短白衣、看護師の上着、看護衣
2	白衣 (ズボン)	27,662	各種
3	予防衣	290	割烹着や患者検査用上着
4	エプロン	70	
5	手術衣	9,269	手術着の上着 (Dr用)
6	透視着	1,341	レントゲン検査用
7	透視ズボン	217	レントゲン検査用
8	帽子	114	看護助手用
9	外来タオルケット	1,817	
10	外来バスタオル	2,862	
11	患者用短パン	5	
12	患者用チョッキ	2	
13	放射線パンツ	214	
14	白ジャケット	16	